

航空法第 137 条の 2 第 3 項 「現行法第 137 条第 4 項」の規定により運輸大臣が防衛庁長官の行う業務の運営に関する事項について行なう統制の範囲に関する覚書

運輸大臣及び防衛庁長官は、航空法第 137 条第 3 項の規定により運輸大臣が防衛庁長官の行なう業務の運営に関する事項について行なう統制の範囲について、次のとおり覚書を交換する。

昭和 36 年 10 月 16 日

運輸大臣	斎藤	昇
防衛庁長官	藤枝	泉介

第 1 条 運輸大臣は、防衛庁長官に委任した業務の実施方法について、運輸大臣が当該業務の実施方法について定める基準と同一の基準を定めるように指示することができる。ただし、防衛庁長官は、運輸大臣が支障がないと認めた場合は、当該基準と異なる基準を定めることができる。

第 2 条 運輸大臣は、防衛庁長官に委任した業務に関し、防衛庁長官に報告を求めることができる。

第 3 条 運輸大臣は、その職員に、防衛庁長官に委任した業務の状況及び施設を視察させることができる。

第 4 条 運輸大臣は、防衛庁長官に委任した管制業務を実施しようとする自衛隊の隊員について、航空交通管制技能証明を行うことができる。

2 運輸大臣は、前項の航空交通管制技能証明を有する隊員以外の者に管制業務を行わせないように防衛庁長官に対して指示することができる。

第 5 条 運輸大臣は、管制業務の統一ある実施を確保するために必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、委任した業務の実施の方法等について助言し、又は勧告することができる。